

予報業務の許可等に関する気象業務法第 4 2 条の 2 の規定による氏名等の公表基準

次の各号のいずれかに該当するときは、氏名等を公表する。

- (1) 気象業務法第 17 条第 1 項の規定に違反して許可を受けないで予報業務を行った場合であって、指導による是正が困難なとき。
- (2) 気象業務法第 23 条の規定に違反して、気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の警報を行ったとき。